

3 障害支援部の状況

<福祉課の業務>

福祉課は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所の主たる業務を担当し、市町村等の依頼に応じ、18歳以上の身体障害者及び知的障害者への専門的支援を行っています。

所管地域は、政令指定都市（横浜市・川崎市・相模原市）を除く市町村となっています。機能としては、以下の事項を担っています。

- 専門的相談機能
- 専門的判定・評価機能
- 市町村への専門的支援

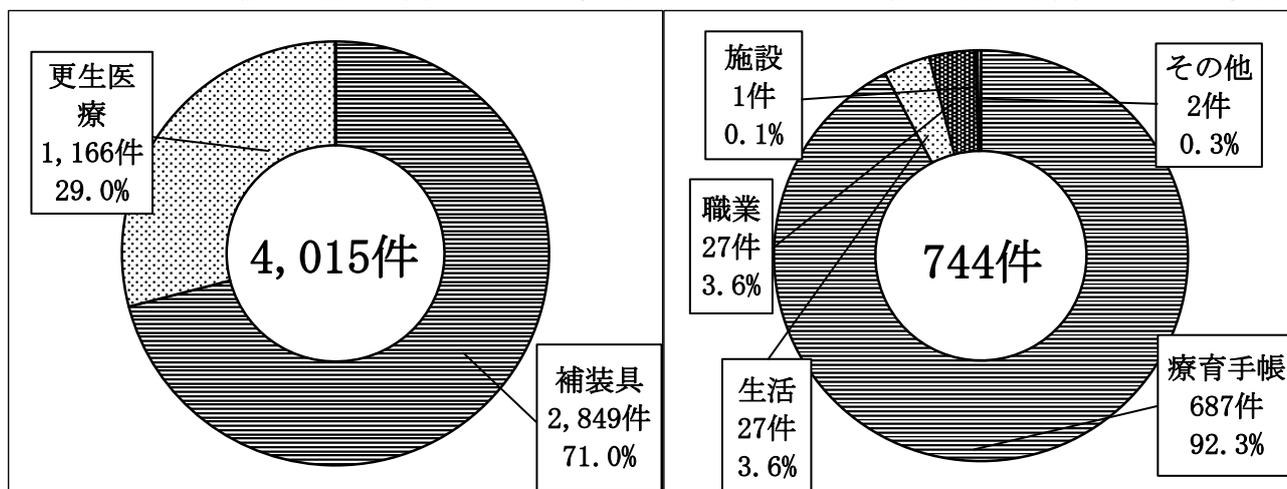
(1) 専門的相談機能

ア 身体障害者更生相談所業務及び知的障害者更生相談所業務の相談内容別状況

身体障害者更生相談所業務の相談数は、4,015件であり、相談内容の内訳は、補装具が2,849件で最も多く、次に更生医療が1,166件となっています。（図3-1）（資料2-1）

知的障害者更生相談所業務の相談数は、744件であり、相談内容の内訳は、療育手帳が687件で最も多く、次に職業相談27件、生活相談27件、その他の相談が2件でした。その他の相談の内容は療育手帳の新規取得に関する電話相談や重症心身障害の認定に関するもの等がありました。（図3-2）（資料2-6）

図3-1 身体障害者更生相談所相談内容別状況 図3-2 知的障害者更生相談所相談内容別状況



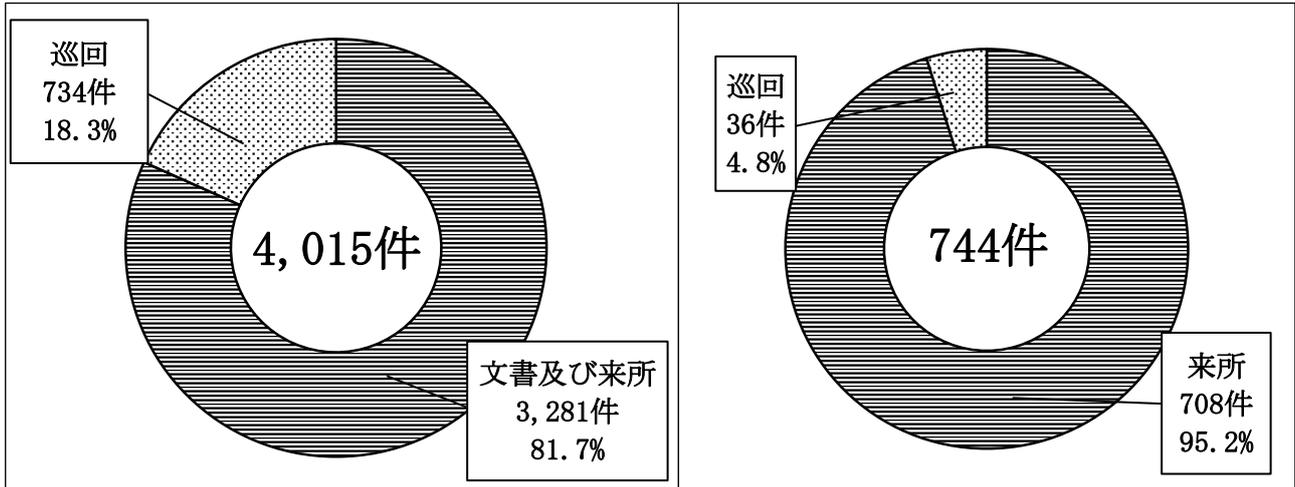
※延べ相談件数

イ 身体障害者更生相談所業務及び知的障害者更生相談所業務の相談形態別状況

身体障害者更生相談所の相談数は、4,015件であり、相談形態の内訳は、文書及び来所によるものが3,281件（81.7%）、巡回相談によるものが734件（18.3%）でした。巡回相談では、利用者の利便性を考慮し補装具判定を実施しました。（図3-3）（資料2-1）

知的障害者更生相談所の相談数は、744件であり、相談形態の内訳は、来所相談708件（95.2%）、巡回相談36件（4.8%）でした。巡回相談は、来所が困難な方を中心に実施しました。（図3-4）（資料2-6）

図3-3 身体障害者更生相談所相談形態別状況 図3-4 知的障害者更生相談所相談形態別状況



※延べ相談件数

(2) 専門的判定・評価機能

市町村の依頼により、医学的・心理学的・職能的・社会的判定を実施しました。判定の内容は以下のとおりです。

ア 補装具費支給の要否判定

補装具費支給要否判定件数は2,159件で、前年度(2,233件)に比べ74件減少しています。直接判定が必要な電動車椅子は36件で、前年度(31件)より5件増加しています。下肢装具は654件で前年度(750件)と比べ全体に占める割合が3.3ポイント減り、30.3%でした。(図3-5)(資料2-3)

イ 更生医療給付の要否判定

更生医療給付の要否判定は1,108件で、前年度(997件)より111件増加しています。腎臓機能障害が、全体の91.1%を占めています。(図3-6)(資料2-4)

ウ 療育手帳に関する程度判定

療育手帳に関する程度判定の結果通知書は692件で、昨年度(860件)より168件減少しています。内訳で見ると、新規は2件減少し、74件(10.7%)、再交付は166件減少し、618件(89.3%)となっています。年齢別判定状況では20歳未満が452件(65.3%)となっており、20歳代を合わせると650件(93.9%)と9割以上を占めています。40歳代、50歳代以上の手帳取得は昨年度と変わらず、18件ありました。(図3-7、8)(資料2-8)

図3-5 補装具支給要否判定状況

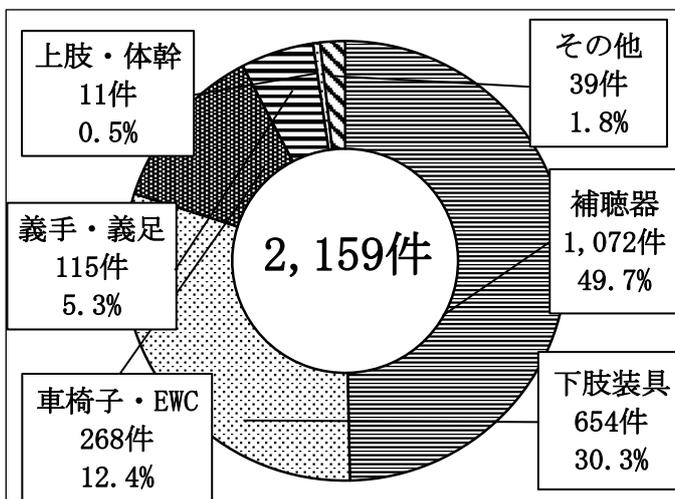


図3-6 更生医療給付要否判定状況

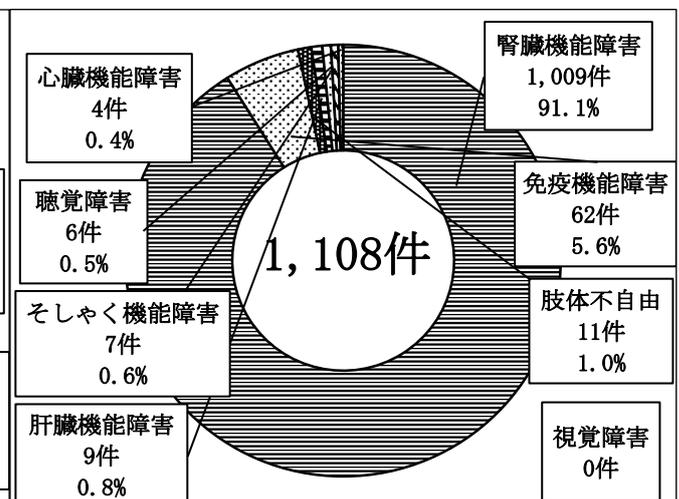
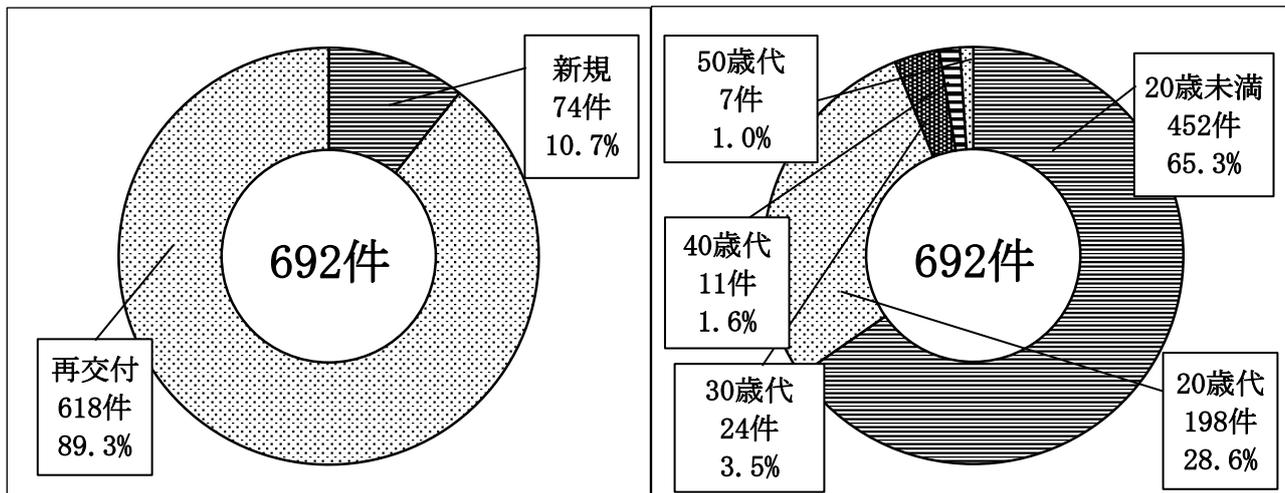


図3-7 療育手帳 新規・再交付の結果通知の割合 図3-8 療育手帳結果通知書 年齢別判定状況



エ 総合判定

療育手帳の新規取得を希望して知的障害の判定を受ける場合や、18歳以上の方の重症心身障害の認定の際に行う総合判定は、前年度より10人減少し、27人でした。内訳は、新規判定が27人、総合判定の大部分は療育手帳の新規取得を目的としています。新規判定された方を年代別に見てみると、20歳代が14人と最も多く、続いて30歳代が6人、20歳未満が4人、50歳以上が2人、40歳代が1人となっています。知的障害は発達期の障害ですが、40歳代と50歳以上を併せると3人の方が、療育手帳の新規取得を希望して知的障害の判定を受けています。これは、これまで制度を利用せずに養育されてきた保護者が、高齢化・死去などを理由に養育の継続が困難となり、制度の利用や療育手帳を取得して福祉的な支援を希望される方が増えたためと推察されます。(資料2-9、10、11)

(3) 市町村への専門的支援

神奈川県障害保健福祉圏域事業調整会議や障害保健福祉圏域自立支援協議会等に参加しました。障害者更生相談所の機能を生かし、市町村の地域での連携を側面的にサポートしています。また、更生相談で培った知識・技術を市町村や障害者施設への専門的技術的支援、市町村職員の研修に活かすよう努めています。

(4) 重症心身障害者の認定等

ア 重症心身障害の認定

平成24年4月の児童福祉法改正に伴い、18歳以上の重症心身障害の方についても他の障害と同様に援護の実施主体が市町村となりました。市町村の依頼により、18歳以上の方の重症心身障害の認定を福祉課で実施しています。令和5年度は市町村からの認定依頼は0件でした。

イ 療養介護事業所（医療型障害児入所施設併設）の入所調整

アに記載の法改正に伴い、重症心身障害児施設の名前が、児童については医療型障害児入所施設、18歳以上については療養介護事業所となりました。併せて、児童相談所が行っていた長期の入所調整業務について、施設からの依頼による入所調整を6回実施しました。

<療育課の業務>

療育課では地域で暮らす障害児、発達の心配のある児童及びその保護者等に対して、ケースワーカー及び心理担当職員が福祉医療部のスタッフとの協働で次の事業等を行っています。

いずれも関係機関との連携により実施しています。

(1) 障害児等療育支援事業

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、県内の（政令指定都市及び中核市を除く）市町村の在宅重症心身障害児者、知的障害児、身体障害児及びその他療育（発達）支援を必要とする児童とその保護者等の地域における生活を支えるため、専門的な支援を行うとともに、関係機関の職員に対する支援、育成を行っています。

療育課のスタッフは、ケースワーカーが主に相談面接、福祉制度説明、情報提供とともに、関係機関との連絡調整を行い、地域の療育機関等への円滑な移行支援を行っています。心理担当職員は、医師の指示に基づき、心理検査、発達評価等を行っています。（資料2-12、2-25）

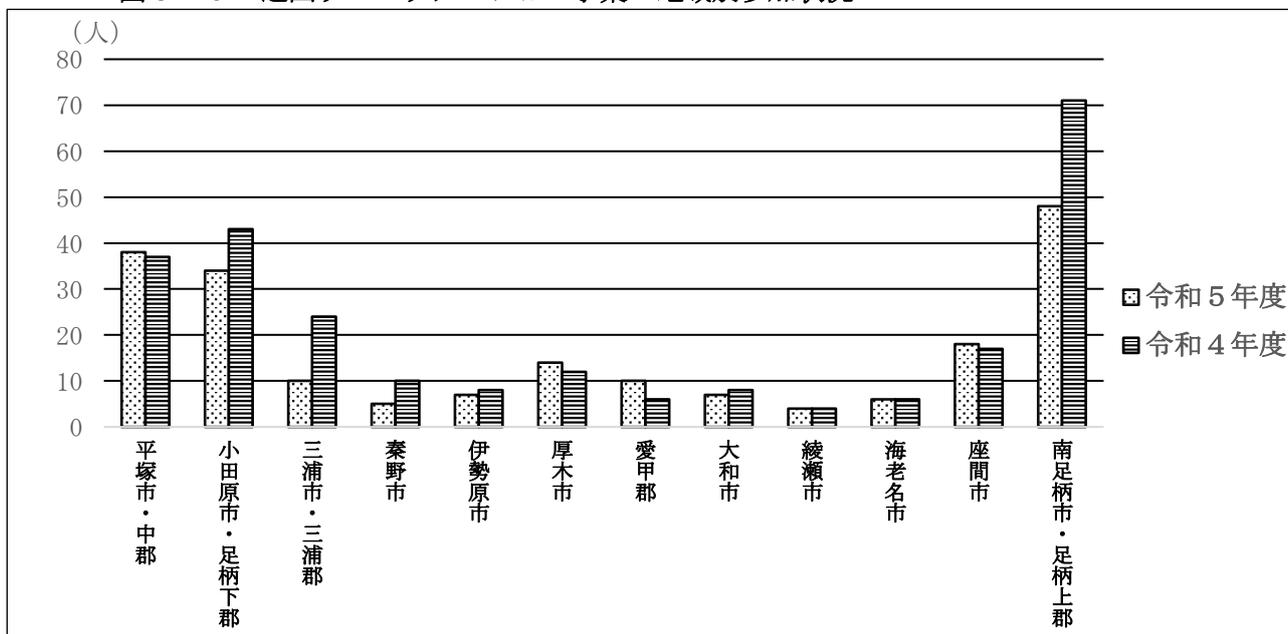
ア 訪問による療育支援

(ア)巡回リハビリテーション事業

地域を福祉医療部の専門スタッフとともに訪問して障害のある児童等に対するリハビリテーション等の療育（発達）支援を行っています。あわせて地域の療育関係機関等の職員に技術支援を行うとともに、市町村の療育体制の整備に係る助言を行う等、地域のニーズに合わせた支援を行っています。

当センター設置の湘南東部地区は実施計画せず、社会資源が少ない県西地区を対応できるように実施回数を増やしています。（図3-9）（資料2-21、22、23、24）

図3-9 巡回リハビリテーション事業の地域別参加状況



(イ)在宅重症心身障害児者訪問指導事業・療育訪問指導事業

在宅重症心身障害児者の家庭等に施設等の専門医師及び専門職員が訪問し、対象児者とその保護者等に対して医学的並びに療育的見地から必要な助言等を行っています。令和5年度は、9市2町の延べ16名（成人延べ7名・児童延べ9名）（前年度7市2町の延べ14名（成人延べ7名・児童延べ7名）の方々に実施しました。

イ 来所による専門的な療育相談・支援

(ア) 早期療育外来事業

a 個別療育

障害があるか、発達の心配のある概ね3歳以下の乳幼児を対象に、福祉医療部の専門スタッフとのチームアプローチによる診療・療育による発達の援助及び保護者等への支援等を行っています。(表3-1) (資料2-13、14、15、16、17、18、19、25)

b 集団療育

主に身体に発達の遅れがある2歳児と保護者を対象とした「いちごグループ」では、発達段階や特性に応じた様々な遊びや活動を提供し、心身機能の発達を促しています。年間2クール30回を計画開催し、保護者間の交流機会の設定や、今後の療育や福祉サービスに関する情報提供を行っています。

また、主に心身の発達の遅れや障害のある3歳未満の児童と保護者等を対象とした「ひよこグループ(親子サロングループ)」では、様々な感覚遊びのプログラムを提供し、親子の相互交流が豊かになるよう支援しています。年間2クール約40回(令和5年度は37回を計画)を隔週で開催しています。(表3-3) (資料2-20、25)

(イ) 外来事業

a 個別療育

外来診療、訓練を受けている概ね3歳以上の児童に対して、在宅での療育や日常生活の充実を図るために、心理学的評価や相談指導、関係機関等との連絡調整などの相談、援助を行っています。(表3-1、2) (資料2-25)

b 集団療育

主に発達障害があるか、発達障害の可能性のある就学前の児童とその保護者等を対象とした「レモングループ」では、発達に合わせたゲーム等のプログラムを提供し、周囲と良好な関係を保てるように支援しています。隔週に1回、年間を1クールとして行っています。(令和5年度は18回実施) (表3-3) (資料2-20、25)

(ウ) 発達障害等支援外来

主に発達障害があるか、発達障害の可能性のある児童を対象に、専門医師による診察や心理検査等による評価を行い、あわせて児童が所属する学校等の職員に助言することにより、療育環境の調整、充実を図っています。令和5年度25人、延べ125人(前年度は23人、延べ115人)の児童を対象に実施しました。(表3-1) (表3-4) (資料2-25)

ウ 日常生活等支援事業

地域で生活している肢体不自由の中学生を対象に、福祉医療部のスタッフとともに地域生活及び日常生活の自立をより促進することを目的に、4～5人程度の小集団によるグループ活動を実施しています。例年、参加児童による話し合いの場を設定し、児童自らが主体的に外出計画を立て、公共交通機関を利用した外出と施設でのスポーツ体験などを実施しています。最終日には、参加児童と保護者を対象に、就業や進学をしている肢体不自由のある方の体験談を聞く機会を設定するとともに、自由に意見交換ができる場を設けるなど、将来を考える上で具体的な参考としてもらっています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みのため、令和2年度から中止としましたが、令和5年度から再開し5人、延べ11人参加しています(令和元年度4人、延べ11人参加)。(表3-4)

表3-1 相談・支援実施状況

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
入院	3	4	5	16	19	4	5	0	3	5	4	3	71
短期入所	63	57	68	66	58	65	66	47	54	62	60	68	734
外来	71	74	76	94	73	63	68	97	117	105	118	120	1076
発達障害外来	11	6	11	8	4	5	12	13	14	18	16	10	128
早期療育	76	52	53	67	65	86	61	76	94	118	108	133	989

表3-2 心理評価・治療実施状況

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
入院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外来	21	23	38	28	26	21	23	18	13	27	20	11	269
発達障害外来	5	0	0	1	0	2	1	3	1	3	0	0	16
早期療育	2	12	2	2	2	8	2	2	4	2	0	0	38

表3-3 集団療育実施状況

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
いちごグループ	0	8	9	6	5	9	6	8	7	11	8	3	80
(いちごオンライン)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ひよこグループ	5	9	6	11	4	10	12	15	10	12	9	11	114
レモングループ	0	0	7	7	4	7	8	9	3	8	12	5	70

※(いちごオンライン) はいちごグループ全数の内数となります

表3-4 発達障害等支援外来・日常生活等支援外来

(単位:人)

	令和5年度		令和4年度	
	人数	延べ人数	人数	延べ人数
発達障害等支援外来	25	125	23	115
日常生活等支援事業	5	11	0	0

(2) 入院児童への支援

訓練等を目的として入院する障害児の保護者及び学校等の連絡調整を行うとともに、入院児童の心理学的評価等を行っています。なお、学齢児には茅ヶ崎支援学校育療学部（わかば学級）が病棟内に併設されており、教育を受ける機会の保障を図っています。

児童相談所からの依頼による入院（保護委託を含む）について、当該児童を受入れ、児童相談所の援助方針に沿って、関係機関との連絡調整を行っています。

令和6年度からは、病棟閉鎖に伴い入院児童への支援は行いません。

(3) 短期入所

障害者総合支援法に基づく短期入所の事業所として、19床の診療所の空床を利用して地域で暮らす重症心身障害児者、肢体不自由児の在宅生活を支援しました。

令和5年度の利用状況は、利用者数(実数)が16人(前年度18人)、利用件数162件(前年

度 168 件)、利用日数 734 日 (前年度 773 日) となっています。重症心身障害児者の利用率は、全体の約 99.1% (前年度約 97.7%) でした。(資料 2-26)

市町村別の受入状況は、7 市町 (前年度 7 市町) から受け入れました。(図 3-10) (資料 2-26)

短期入所等を利用される方々の生活の質の向上を目的に、日中支援(週 1 回予定)を実施し、レクリエーションの充実に取り組んでいます。(資料 2-26)

令和 6 年度からは、短期入所は、新設された支援課の業務となります。また、診療所の病棟閉鎖に伴い、医療型から福祉型強化短期入所施設としてサービスの提供を行います。

図 3-10 短期入所の市町村別利用件数

